

### 譲渡禁止特約の効力に関する補足資料

部会資料37 [15頁以下] 掲載の設例1から3までにおいて、①Aに対する弁済の可否、②Cに対する弁済の可否、③Dに対する弁済の可否、④AからBへの請求の可否について、相対的効力案（部会資料37第1、1(3)ア【甲案】）を前提として、以下のような考え方があり得るが、どのように考えるか。

#### (1) 設例1

AがC（譲渡禁止特約の存在について悪意）に対して甲債権を譲渡し、Cが第三者対抗要件を具備した後、AがD（譲渡禁止特約の存在について善意無過失）に対して甲債権を譲渡し、Dが第三者対抗要件を具備した場合

[A案]

- ① BはAに対して弁済することができない。
- ② BはCに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ③ BはDに対して弁済することができる。
- ④ AはBに対して請求することができない（DがBに対して請求することができる）。

[B案]

- ① BはAに対して弁済することができる。
- ② BはCに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ③ BはDに対して弁済することができない。
- ④ AはBに対して請求することができない。

#### (2) 設例2

AがC（譲渡禁止特約の存在について悪意）に対して甲債権を譲渡し、Cが第三者対抗要件を具備した後、AがD（譲渡禁止特約の存在について悪意）に対して甲債権を譲渡し、Dが第三者対抗要件を具備した場合

[A案]

- ① BはAに対して弁済することができる。
- ② BはCに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ③ BはDに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ④ AはBに対して請求することができる。

[B案]

- ① BはAに対して弁済することができる。
- ② BはCに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ③ BはDに対して弁済することができない。
- ④ AはBに対して請求することができない。

(3) 設例3

AがC（譲渡禁止特約の存在について悪意）に対して甲債権を譲渡し、Cが第三者対抗要件を具備した後、Aの一般債権者であるDが甲債権を差し押さえた場合

[A案]

- ① BはAに対して弁済することができない。
- ② BはCに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ③ BはDに対して弁済することができる。
- ④ AはBに対して請求することができない（DがBに対して請求することができる）。

[B案]

- ① BはAに対して弁済することができる。
- ② BはCに対して、譲渡を承諾した上で、弁済することができる。
- ③ BはDに対して弁済することができない。
- ④ AはBに対して請求することができない。